「マルチステークホルダー方針」

当金庫は、金庫経営において、従業員、取引先、お客様、会員、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、「この街のホームドクター」としてマルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、「中小企業をはじめとする地域経済の活性化ならびに持続可能な地域社会の繁栄、賃上げへのモメンタムの維持につながる」という観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．従業員への還元

当金庫は、「自主創造」の行動指針のもと、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自金庫の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等の人材投資を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて、従業員のモチベーションアップのための待遇向上、昇進昇格における制度内容の処遇改善に取り組むとともに、教育訓練等については、金庫内インターンシップ、階層別・ステップアップ研修ならびに様々なソリューションに関する人材育成研修の実施、多くの従業員が得意分野を生かし活躍できる職場環境の整備、健康経営の構築等に取り組んでまいります。

２．取引先への配慮

当金庫はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/15143-11-00-osaka.pdf】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和７年３月７日

大阪信用金庫　　理事長　髙井　嘉津義